



むくげ

# 村上会計だより

編集 発行人  
村上税理士事務所  
税理士 村上行雄  
税理士 村上慎一

〒933-0843  
高岡市永楽町1-2  
TEL 0766(24)2030(代)  
FAX 0766(24)2160  
<http://murakami.zei-mu.com>

## 9月の税務と労務

- 国税 / 8月分源泉所得税の納付 9月12日
- 国税 / 7月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 9月30日
- 国税 / 1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日



9月

(長月) September

19日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

## マルサ

国税局査察部の隠語。映画「マルサの女」で一般にも知れ渡りました。通常の税務調査が任意であるのに対して、マルサの調査は捜査令状に基づく強制力を持っていることから強制調査と言われています。国税庁によると、査察により判明した脱税額は、平成16年度で282億円にのぼっています。

ワンポイント

# 小切手と手形

## の基礎知識

その種類、不渡り、盗難・紛失

企業間の取引では、手形や小切手は必要不可欠のものとなっています。ここでは、手形・小切手について説明します。

### 【一般線引小切手】

小切手の表面の上部に斜めに二本の平行線が引かれたものが線引小切手と呼ばれるものです。平行線の間には「銀行渡り」「銀行」「BANK」などの文字があるものが普通ですが、何も書かれていないものもあります。これらは、一般線引小切手といえます。

この、二本線が入っていない小切手の場合、それを持っている人

が支払銀行へ持っていけば、誰でもお金が支払われます。このため、小切手が不正に入手された場合でも簡単に現金に換えてしまうことができます。

ところが、二本線が入った小切手の場合、支払銀行は、所持人から取立を依頼された銀行、または支払銀行と直接取引のある人になります。つまり、線引小切手を受取った人は、自分の預金口座のある銀行に小切手の取立を依頼しなければならぬので、支払先が明確になり、安全性が確保されるのです。

### 【特定線引小切手】

上記と同じ二本線の中に、特定



の銀行名を記入したものを特定線引小切手と呼んでいます。特定線引小切手の場合、支払銀行は、そこに書かれた銀行にしかお金の支払ができませんので、支払われる先はさらに限定されることとなります。

小切手を受取ったら、すぐにこのような平行線を引き、中に自分の取引銀行名を記入するのが一番安全で、実務には、この特定線引が多く用いられています。

線引は振出人がすることもでき、普通の小切手を受取った人が、それを線引小切手に、さらに特定線引小切手にすることも自由です。

### 【自己宛小切手】

支払銀行が振出人になっている

小切手のことをいいます。銀行が自分（銀行）に対して支払を依頼するので、「自己宛」というわけです。実際に利用する人は、前もって銀行にお金を払い込んで、自己宛小切手を作ってもらいます。「預金小切手」または、略して「預手（よて）」ともいいます。自己宛小切手は銀行が振出人ですから、間違いなく支払を受けられるので、多額の支払を現金でする代わりによく用いられます。

### 【約束手形】

約束手形は、振出人が受取人に対して満期日に一定の金額を支払うことを約束する形式のもので、商取引における決済手段として広く利用されています。手形は、それを受け取った後に、さらに裏書して他へ譲渡することもできます。しかし、裏書譲渡すると、万一、振出人が支払をしなかった場合、被裏書人に対して支払い義務を負うこととなります。

手形は、その流通性を高めるために、その効力については原因関係の効力とは切り離されます。したがって、いったん手形が振り出されると、その原因関係が無効に

なつても、それによつては、手形は何らの影響も受けず、手形が第三者の手に渡つたときには、その第三者に対しては、振出人として手形金の支払をしなければなりません。

そこで、手形を振り出すときは、現金を渡すのと同じように、間違ひなく決済できるもののみにすることが大切です。

#### 手形・小切手の不渡り

手形・小切手は、振り出した以上は決済ができないと不渡りとなり、銀行取引停止処分という厳しい制裁を受けることとなります。

#### 【不渡りの種類】

不渡りには、大別して次の三種の種類があります。

**第一号不渡り**と呼ばれるもので、当座預金の残高が不足している場合と、振出人と取引がない場合の二つがあります。**第二号不渡り**と呼ばれるもので、手形・小切手が支払銀行に呈示されたときに支払う残高はあるけれども支払いたくない事情があつて不渡りにするということです。たとえば、納品された品物にキズがあり支払

わないというものです。この場合、手形金額と同額の金額を支払銀行を通じて手形交換所に提供すれば不渡り処分は猶予されることになっています（異議申立提供金制度）。

**0（ゼロ）号不渡り**と呼ばれるもので、呈示された手形に必要な記載事項が欠けている場合です。

不渡りを出すと、銀行取引ができなくなるといわれていますが、0号不渡りの場合は不渡り処分にはなりません。処分対象となるのは第一号不渡りと第二号不渡りの場合です。そして、六ヶ月間に二回以上の不渡りを出すとその振出人は銀行取引停止処分になります。

#### 【不渡りを受けたら】

第一号または第二号不渡りとなつた手形・小切手でも、その所持人に支払を受ける権利があることや振出人に支払い義務があることに変わりはありません。

このため、不渡りになつた所持人は、振出人に対して直接支払いを請求することができ、また、裏書人がある場合は、裏書人に対しても請求（遡及）できます。そして、遡及を受けて支払つた裏書人は、その前の裏書人に同じように

請求（再遡及）でき、結局、最終的には振出人に請求されることとなります。

#### 手形・小切手を

#### 受取つた場合の注意事項

手形・小切手を受取つた場合、署名が完全であるかをまず確認しなければなりません。その他、特に注意しなければならない点は次のとおりです。

#### 金額が訂正されていないか

金額の訂正された手形・小切手も法律的には有効ですが、銀行はこうした手形・小切手は安全性の面から支払わないことになっています。

振出日の日付が満期日よりも前になつているか

振出日の日付が満期日の日付より後になつていると法律的に無効な手形になっています。

受取人名と第一裏書人名が同一か

これが不一致の場合、「裏書不備」の理由により支払を受けられなくなつてしまいます。

#### 手形・小切手の紛失・盗難の場合

手形・小切手を紛失したり盗難

にあつた場合には、直ちに取引銀行（振出人が当座預金を開設している銀行）に「事故届」を出します。同時に警察に「紛失届」または「盗難届」を出します。

手形・小切手の紛失・盗難の場合は、まず銀行と警察への届出が肝心ということになります。こうしておけば、後日その手形・小切手が不正な者から呈示されたとしても、取引銀行は支払いません。

ただし、この場合、紛失・盗難の手形・小切手と同額の金額を取引銀行に預託しないと振出人が銀行取引停止処分を受けることがあります。預託した金銭は、手形交換所の定める手続きにより後日返還されます。

手形・小切手の紛失・盗難の際、今後のためにその手形・小切手を無効とする裁判所の判決を「除権判決」といいます。この判決を得るためには、事前に裁判所の「公示催告」という手続きが必要になります。そして、この公示催告期間中（六ヶ月）に何も知らずに紛失・盗難の手形・小切手を受取つた人が現れた場合、除権判決を得ることはできません。

## メンバーズローン

全国の商工会議所や会計ソフトメーカーの会員、ユーザーを対象にしたビジネスローンが注目されています。

融資の実行については提携の金融機関が判断するものの信用金庫、メガバンクなどが中小企業に向けて積極的に融資をしていく姿勢が感じられます。全般には、お金はひとつと変わって借りやすくなっています。

また、無担保融資が増えてきて、土地がなくとも借りることができますが、反面、金利は高く設定されます。当然のことながら、ビジネスローンの対象となる会員がすべて同じ金利となることはありません。

土地を担保にした融資も当然のことながらありますが、担保に入れる土地を持っている方ならば1%を切るような金利で借りることも可能でしょう。超低金利が続いている現在でも信用力のない中小企業の場合は、最低でも2~3%程度の金利負担は必要で、平均す

れば4%台、場合によっては10%前後からそれを超える金利負担を求められることもあります。

担保に入れることができない場合は、詳細な調査や事業計画書が求められるのが実情です。

貸し渋りに喘いでいた時代に、高金利の貸金業から借りなければならない状況を打破することも目的に平成16年に設立された日本振興銀行でも年利8~15%となっています。もはや、低金利で借りることができるのは、昔ながらの信用金庫、地銀などしかないのかもしれない。

そんな中で、国民生活金融公庫が実施している「小企業等経営改善資金融資制度（マル経融資）」の金利は、長期プライムレートマイナス0.3%（平成17年7月13日現在 年1.15%）となっています。

商工会などの経営指導を受けている小企業者等（従業員が20人以下（商業・サービスは5人以下））の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

## 少額訴訟

少額訴訟とは、簡易裁判所における訴訟の目的物の価格が六〇万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えをいいます。

少額訴訟における訴訟の目的物の価格が、平成十六年四月一日施行の改正民事訴訟法により、三〇万円から六〇万円以下に引き上げられ、訴訟の目的物の価格が六〇万円以下であれば、少額訴訟を利用することができます。

少額訴訟のメリットは一回の裁判

の期日で審理が終了され、直ちに判決の言い渡しを行うことです。すなわち、裁判が一日で終わります。

訴えられた方が答弁書（反論書）を提出しないで裁判の日に欠席をしますと訴えどおりの判決が出されることがあります。少額訴訟の費用も上限である六〇万円ですと六千円で

す。なお、少額訴訟の申し立て時点の条件は、金銭の支払い請求を目的とする訴えであることですから不動産の明渡し、引渡しを求めるような訴えには利用することはできません。

## 債務超過

企業の与信判断等では、企業の財務内容すなわち資産・負債状況が、債務超過に陥っているかどうかを診断するには、決算書の数字をそのまま利用するわけにはいきません。

債務超過とは、会社の財産がその債務を完済するのに不足している状態にあることをいいます。

資産の部に商品等の棚卸資産が多い場合は、要注意です。在庫が

多いときは、たなざらし、売れ残り等の場合は仕入値で処分できない場合も多く、処分価格が低く債務超過となる場合があります。

また、機械等の設備についても陳腐化、老朽化等、減価償却後の価格でも処分できない場合もあります。さらに、減価償却不足や引当金、積立金の積立不足も考慮しなくてはなりません。

資産・負債の評価を見直して債務超過か否かを判定しなければなりません。